

原子力安全庁（仮称）設置による原子力安全規制の的確な実施等のための所要の経費

※予算編成過程で調整

総合環境政策局総務課

1. 事業の必要性・概要

「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」（平成23年8月15日閣議決定）においては、原子力安全規制に関する関係業務を一元化し、環境省に「原子力安全庁（仮称）」を設置することとし、そのために必要な法律案の立案等の準備について平成24年4月の設置を目指して作業を行うとされている。

これを踏まえ、原子力安全庁（仮称）の設置により、原子力安全規制等を的確に実施し、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための所要の経費。

※具体的な予算額については予算編成過程において調整

2. 事業計画（業務内容）

環境省に「原子力安全庁（仮称）」を設置し、原子力安全規制を的確に実施するとともに、事故発生時の初動対応（危機管理）体制の強化、核セキュリティの確保、今般の事故を踏まえた新たな課題としての環境モニタリングの司令塔機能等、地方における体制整備、（独）原子力安全基盤機構（JNES）の移管、「国際原子力安全研修院（仮称）」の設立に向けた取組など人材の育成、今般の事故を踏まえた規制の在り方や関係制度の見直し等を行う。

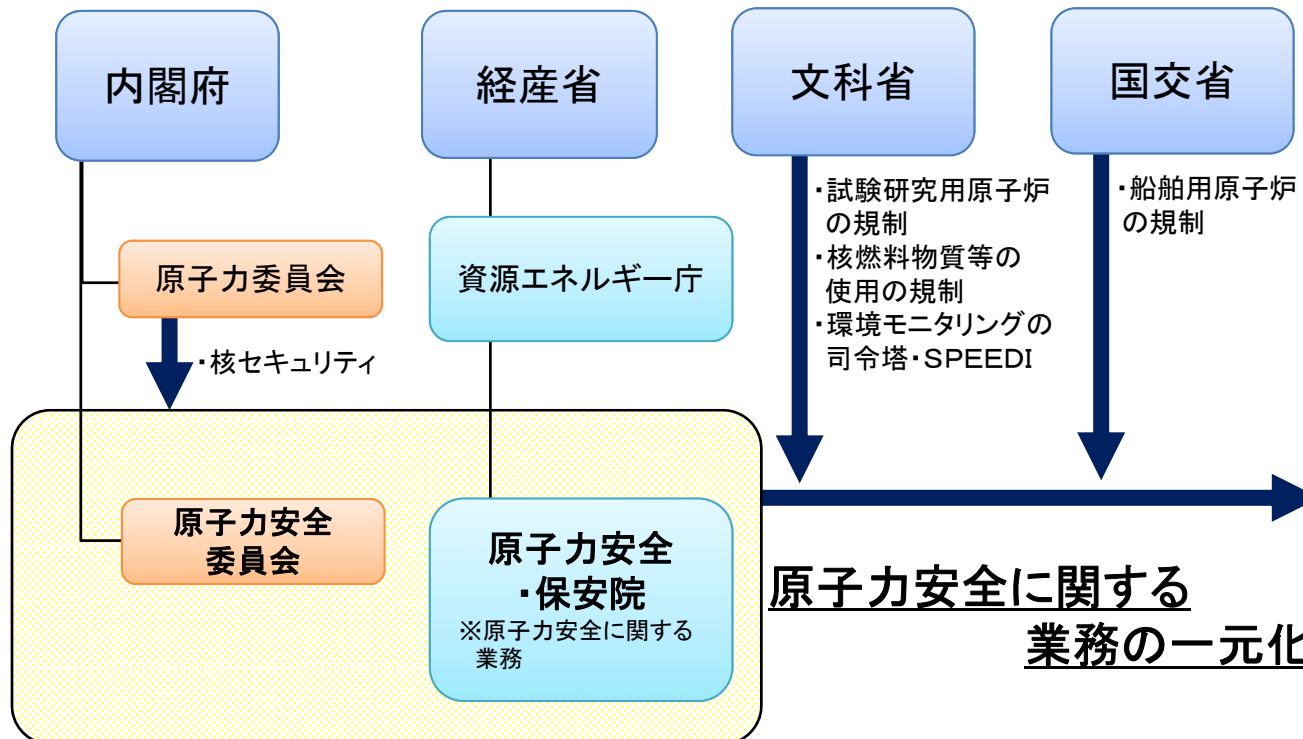
3. 施策の効果

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上が図られる。

原子力安全規制に関する新組織のイメージ案

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。
- 原子力安全委員会については、規制と利用の分離により、中核的機能であるダブルチェック機能の意義が薄れることから、その位置づけ・役割を見直し、専門的知見を活かした助言・諮問機関として、新組織の下に、原子力安全審議会(仮称)を置く。

【現在の原子力安全行政組織】



【新組織】

